

公 告

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において企業の技術力で、「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。

また、当該協定に基づき契約し災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと、「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目についても加算評価されます。

令和6年9月27日

国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所長 田中 満

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局首都国道事務所が管理する所管施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予想できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、発生した災害に関する早期情報収集、災害業務及び除雪作業に関し必要な事項を定め、甲乙双方が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内 容 協定書(別添)及び協定区間一覧(別紙－1)、協定区間図(別紙－2)は別添資料のとおり
- (4) 期 間 令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 千葉県内又は、東京都内に建設業法に基づく本店、支店、営業所又は拠点（保有資機材・人員等の基地）を有すること。
- (5) 平成２１年４月１日以降に、千葉県内又は東京都内で元請けとして、完成・引渡しが完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事のいずれかの施工実績を有すること。
（経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとする。

なお、記載内容を証明する資料として、次表に【添付が必要な書類】と記載されているものについては、必要書類を提出すること。

※注）首都国道事務所は、都心２３区内で震度６弱以上の地震が発生した際は、一般国道６号（東京都中央区日本橋本町～千葉県松戸市南花島）及び一般国道１４号（東京都中央区日本橋～東京都江戸川区西一之江）の２路線について、北東方向から都心に向けたルート（八方向作戦の内の北東方向）の道路啓開等を実施する責任啓開事務所となっています。

よって、この２路線につきましては「都心２３区内で震度６弱以上の地震が発生した場合のみ対象」の対象路線となりますが、ご理解の上、技術資料の提出をお願い致します。

評価項目	留意事項
(1) 工事の施工実績 【様式－１】	① 平成２１年４月１日以降に、千葉県内又は、東京都内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路工事における

	一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事のうち代表的なもの（工事規模が大きなもの）を1件記載すること。 なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定すること。 また、経常建設共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。 ② 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の他、工事概要を記載すること。 【添付が必要な書類】 ○ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。（工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、発注者、請負者が確認できる部分のみでよい。） ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。 この場合、契約書の写しを提出する必要はない。
（２）希望する協定締結 区間及び希望理由 【様式－２】	① 協定締結の希望区間（希望順位をつけ3区間）を、協定区間一覧（別紙－１）及び協定区間図（別紙－２）を参考に記載すること。 ② 「代表参集場所の住所」の欄に使用目的を記載すること。 ③ 代表参集場所から上記①希望区間の中央付近の目標物までの移動距離を記載すること。 ④ 上記の様式－２で記載した代表参集場所の所在地を平面図又は道路地図等に記載し提出すること。 ⑤ 代表参集場所の敷地見取り図、状況写真を添付すること。等式は任意とする。 ⑥ 代表参集場所の確保ができない場合は協定を締結しない。 ※ 代表参集場所とは、自社、協力会社の本店、支店、営業所の勤務地又は、拠点（資機材・人員等の基地）とする。

	なお、恒常的に契約している協力会社、リース会社の建設機械又は資材保管場所等も含めてよいものとする。 ただし、協力会社、リース会社の拠点等を代表参集場所とする場合は、協力会社、リース会社との協力体制を示す契約書類の写し、又は協力関係を証明する資料を必ず添付すること。 ※ 代表参集場所は協定期間中、継続的に確保できるものに限る。 ※ 代表参集場所が複数ある場合は、希望協定期間毎に、代表参集場所を1箇所定めること。 ※ 上記③の参集場所から希望区間までの移動距離は、公道を用いた最短距離を記入すること。
(3) 協力要請時の人員配置及び参集場所状況 【様式－3】	① 災害要請時に提供可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者）、作業員、オペレータの確保員数及び技術者の参集場所（拠点）所在地及びおおよその参集時間を記入すること。 ※配置人員は、協定期間中、協力要請時に首都国道事務所の災害応急対策業務のために協力できる、自社、協力会社の人員とするが、他機関との要請が重複する場合は、総参集者数と首都国道事務所協力可能な人員数を分けて記載すること。 ※参集場所は、様式－2で記載している代表参集場所とすること。 ※参集場所(拠点)及び配置人員は協定期間中に継続的に確保できること。 ② 参集場所(拠点)から対象路線(起点)までの移動距離を記入すること。 ※移動距離の算出については、公道を用いた最短距離を記入すること。 【添付が必要な書類】 ○ 参集時間を算出するために選定した参集場所（拠点）の位置を表示した地図を提出すること。（様式－6に記載） ○ 協力会社、リース会社の場合は契約書類等協力関係を証明する資料を添付すること。 ○ 様式－4の建設資機材保管場所と様式－6の参集場所の所在地は、なるべく一つの図面に記載すること。但し、建

	設資機材保管場所と参集場所が煩雑になる場合は、分けて作成してもよい。 また、1枚の図面に収納ができない場合は、複数図面でもよい。その場合は、それぞれの図面で重なる目標物を共通に記載すること。 ○ それぞれの希望協定区間と代表参集場所がそれぞれ違う場合は、希望協定区間毎に「別図：技術資料補足図面」を作成してもかまわない。 ※「別図：技術資料補足図面」には、所在地が理解しやすいように、国道の希望する区間位置、公共物（学校、交番、病院等）、交差点名、公共構造物（橋梁など）等の目印を記載すること。また、図面の方角（北向き）も記載すること。
（４）災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況【様式－４】	① 災害要請時に提供可能なクレーン類、運搬車両、掘削機類、その他（排水ポンプ、除雪機械、モータグレーダ、小型ホイールローダー等）及び備蓄資材（砕石、土砂、H鋼、敷鉄板、土嚢、トン土嚢等）の保有状況を記載すること。 ② 建設機械の記載は、自社、協力会社及びリース会社で所有している又は手配することができる建設機械とする。 ③ 建設機械ごとに名称、規格、数量、所有者（自社・協力会社・リース会社の別）、保管場所を記入すること。 ④ 資材の記載は、名称、規格、数量、所有者（自社・協力会社・リース会社の別）、保管場所を記入すること。 ⑤ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても首都国道事務所へ提供できる資機材を”◎”で示し、提供可能な数量を記載すること。 ⑥ 協力要請時に首都国道事務所の災害応急対策業務へ提供可能な資機材を確保している理由や提供可能な態勢を記載すること。 ※保管場所及び建設資機材は、協定期間中に継続的に確保できるものに限る。 【添付が必要な書類】 ○ 記載した建設機械及び資材のそれぞれの保管場所の位置を表示した地図を提出すること（様式－６に記載）。 ※ 様式－４の建設資機材保管場所、様式－６の参集場所の所在地は、なるべく一つの図面に記載すること。1枚の図面に収納ができない場合は、複数図面でもよい。その場合は、 ⑦ それぞれの図面で重なる目標物を共通に記載すること。

(5) 災害業務協定又は契約の締結状況 【様式－5】	① 他の公共機関との間において、首都国道事務所と同様若しくは類似する災害協定または契約の締結状況を記載すること。 ② 締結している場合（締結手続き中及び本案件も含む）は、協定又は契約の別、名称、機関名、締結時期、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は、締結している全てを記載するものとする。また、協力要請が重複した場合の各機関へ出動する優先順位を記載すること。 ③ 他期間からの協力要請と重複した場合であっても首都国道事務所に協力することができる理由を記載すること。 ④ 優先順位が低い場合であって、首都国道事務所へ協力できる体制が確保されない場合は協定を締結しない。 【添付が必要な書類】 ○ 実績として記載した協定書又は契約書の写し
--	---

(2) 技術資料の提出

- ① 様式については、首都国道事務所HPの最新のお知らせからダウンロードし、入手すること。
→ HPアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/>
- ② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認ができるものに限る）すること。
 - ・受付期間：令和6年9月27日（金）から令和6年10月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
 - ・受付場所：関東地方整備局首都国道事務所管理課（担当：岡澤）
〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86
TEL：047-362-4151（管理課直通）
FAX：047-362-4705（管理課直通）
- ③ 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。
（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。
- ④ 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CD－R等）で提出すること。
なお、様式1～6については①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）、図面等の添付資料はPDFファイルとする。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査事項及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	選定の着目点
(1) 工事の施工実績	① 平成21年4月1日以降に、千葉県内又は東京都内で元請けとして、完成・引渡しが完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事のいずれかの施工実績について、発注機関を審査することとし、次の優先順位に基づき優位とする。 1→国土交通省発注工事。 2→国土交通省以外の国、特殊法人等発注工事。 ※ここでいう「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す機関（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。 3→地方公共団体発注工事。 ※ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）。 ② 施工実績がない場合は選定しない。
(2) 希望する協定締結区間及び希望理由	① 協定締結希望区間の希望理由を審査する。なお、協定を締結する区間は、希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定する。 ② 参集場所から実施希望区間までの移動距離を審査する。
(3) 協力要請時の人員配置及び参集場所状況	① 技術者、作業員、オペレーターの出動可能人数（自社、協力会社及びリース会社を含む）を審査することとし、出動可能人数の合計人数が多い場合を優位とする。 また、首都国道事務所に提供できる合計人数が多い場合は更に優位とする。 ② 参集場所（拠点）が「対象路線」に近いほど優位とする。 なお、「対象路線」に遠い場合は、選定しないこともある。

(4) 災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況	① 災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配数量（自社、協力会社及びリース会社を含む）を審査することとし、建設機械の合計台数が多い場合優位とする。 また、首都国道事務所に提供できる合計台数が多い場合は更に優位とする。 ② 災害時に確保可能な建設資材の保有・備蓄量（自社及び協力会社）を審査することとし、その合計数量が多い場合優位とする。 また、首都国道事務所に提供できる合計数量が多い場合は更に優位とする。 ③ 確保が不明確な場合は協定を締結しない場合がある。
(5) 災害業務協定又は契約の締結状況	① 協定又は契約の締結状況については、協定又は契約の締結合計数を審査することとし、締結数の少ないものを優位とする。

5 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に総合的に判断するものである。

なお、技術資料に欠落があり、審査の着目点に記述した項目の審査が出来ない場合は、協定を締結しない場合がある。

また、他の公共機関と協定若しくは契約を締結している場合で、首都国道事務所の災害応急対策業務への協力優先の程度が低く、協力態勢に不可思議な記述、不明瞭な記述がある場合は協定を締結しない場合がある。

② 提出した技術資料についてヒアリングを実施する場合もある。その際には、別途日時等について連絡を行うものとする。（令和6年10月下旬予定）

③ 予定する協定締結区間に、希望者がいない場合または希望者が少数の場合は、希望する協定締結区間以外の区間を担当してもらう場合がある。その場合は協議のうえ、希望する協定締結区間以外の協定締結意思を確認して決定しますので、ご理解の上、技術資料の提出をお願い致します。

(2) 協定締結者への通知

① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定した企業には、書面をもって首都国道事務所長から通知します。

② 選定通知は、令和6年11月中旬の発送を予定している。

6 非選定理由に関する事項

(1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって首都国道事務所長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、首都国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

(3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりとする。

・受付窓口：関東地方整備局首都国道事務所管理課 (担当：岡澤)

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86

TEL：047-362-4151 (管理課直通)

FAX：047-362-4705 (管理課直通)

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。

(4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7 実施上の留意事項

(1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。

(3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用することはありません。

ただし、当事務所と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結した会社が提出した様式-3(協力要請時の人員配置及び参集場所状況)、様式-4(災害時に使用する建設敷材の保有及び手配状況)及び様式-6(添付図)等の記載内容については、必要に応じて関東地方整備局並びに関係事務所に情報提供する場合がある。

(4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。

(5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された技術資料は返却しない。

(7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

(8) この技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお問い合わせ先は次のとおりとする。

・問い合わせ先：〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86

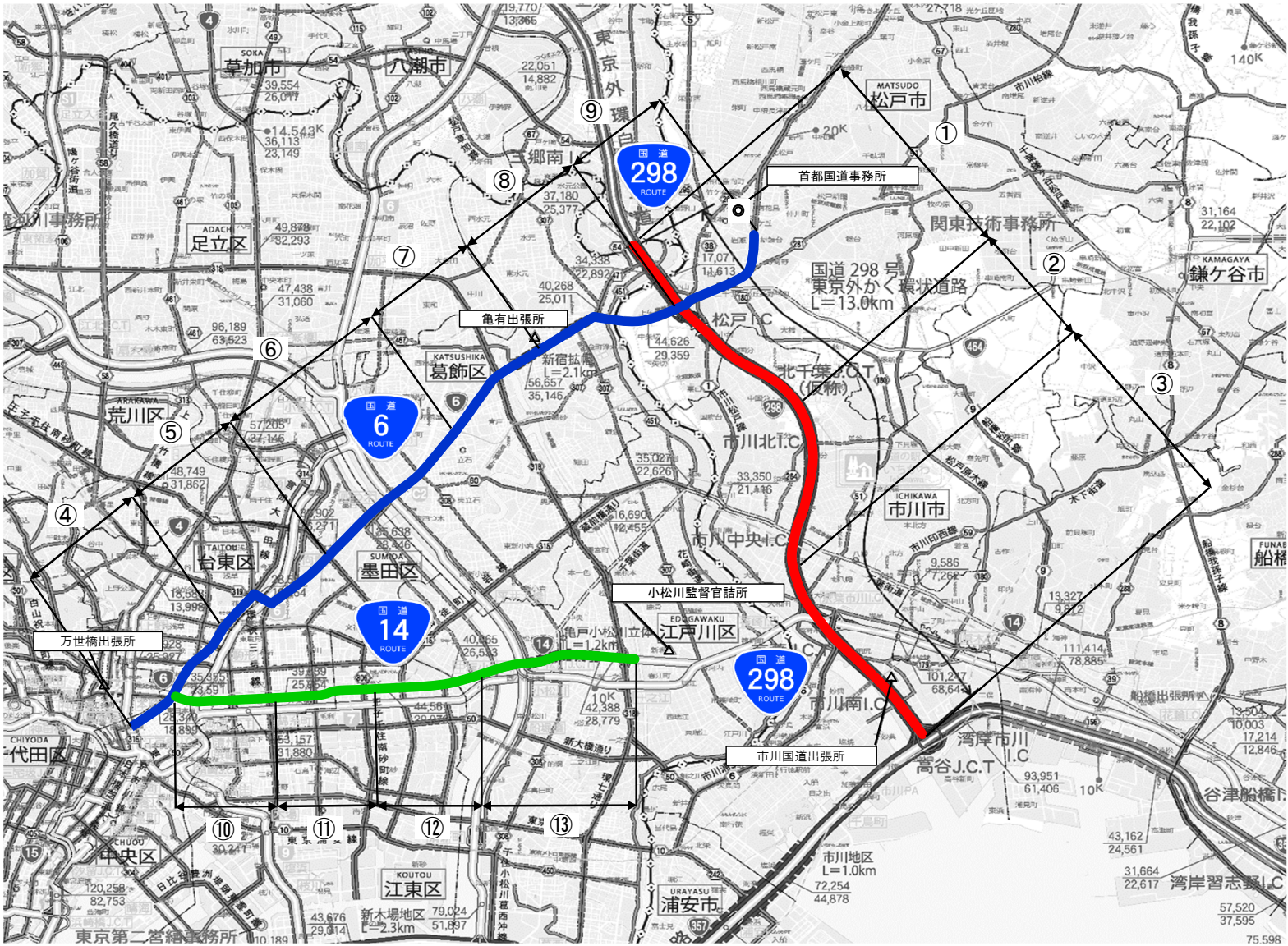
TEL：047-362-4151 (管理課直通)

協定区間一覧

出張所	区間番号	協定区間
市川国道出張所	①	298号 L=4.19km 自) 葛飾区東金町8丁目(管理境) 至) 市川市堀之内2丁目(堀之内1丁目交差点)
	②	298号 L=4.29km 自) 市川市堀之内2丁目(堀之内1丁目交差点) 至) 市川市平田4丁目(大和田4丁目北交差点)
	③	298号 L=4.60km 自) 市川市平田4丁目(大和田4丁目北交差点) 至) 市川市高谷(管理境)
小松川監督官詰所	④	6号 L=2.88km 自) 中央区室町3丁目(室町3丁目交差点) 至) 台東区駒形1丁目(駒形橋西詰交差点)
	⑤	6号 L=2.85km 自) 台東区駒形1丁目(駒形橋西詰交差点) 至) 墨田区東向島2丁目(東向島交差点)
	⑥	6号 L=2.93km 自) 墨田区東向島2丁目(東向島交差点) 至) 葛飾区立石5丁目(四つ木五丁目交差点)
	⑦	6号 L=3.03km 自) 葛飾区立石5丁目(四つ木五丁目交差点) 至) 葛飾区新宿(亀有署前交差点)
	⑧	6号 L=3.01km 自) 葛飾区新宿(亀有署前交差点) 至) 松戸市上矢切(外かん矢切入り口)
	⑨	6号 L=2.88km 自) 松戸市上矢切(外かん矢切入り口) 至) 松戸市南花島4丁目(新京成電鉄交差点)
	⑩	14号 L=2.03km 自) 中央区日本橋馬喰町1丁目(浅草橋交差点) 至) 墨田区緑4丁目(緑4丁目西交差点)
	⑪	14号 L=1.96km 自) 墨田区緑4丁目(緑4丁目西交差点) 至) 江東区亀戸6丁目(水神森交差点)
	⑫	14号 L=2.06km 自) 江東区亀戸6丁目(水神森交差点) 至) 江戸川区小松川4丁目(小松川4丁目交差点)
	⑬	14号 L=3.09km 自) 江戸川区小松川4丁目(小松川4丁目交差点) 至) 江戸川区一之江1丁目(一之江橋西交差点)

災害時における災害応急対策業務に関する協定区間図(R7.1-R9.12)

別紙－2



出張所	区間番号	協定区間
市川国道出張所	①	298号 L=4.19km 自)葛飾区東金町8丁目(管理境) 至)市川市堀之内2丁目(堀之内1丁目交差点)
	②	298号 L=4.29km 自)市川市堀之内2丁目(堀之内1丁目交差点) 至)市川市平田4丁目(大和田4丁目北交差点)
	③	298号 L=4.60km 自)市川市平田4丁目(大和田4丁目北交差点) 至)市川市高谷(管理境)
小松川監督官詰所	④	6号 L=2.88km 自)中央区室町3丁目(室町3丁目交差点) 至)台東区駒形1丁目(駒形橋西詰交差点)
	⑤	6号 L=2.85km 自)台東区駒形1丁目(駒形橋西詰交差点) 至)墨田区東向島2丁目(東向島交差点)
	⑥	6号 L=2.93km 自)墨田区東向島2丁目(東向島交差点) 至)葛飾区立石5丁目(四つ木五丁目交差点)
	⑦	6号 L=3.03km 自)葛飾区立石5丁目(四つ木五丁目交差点) 至)葛飾区新宿(亀有署前交差点)
	⑧	6号 L=3.01km 自)葛飾区新宿(亀有署前交差点) 至)松戸市上矢切(外かん矢切入り口)
	⑨	6号 L=2.88km 自)松戸市上矢切(外かん矢切入り口) 至)松戸市南花島4丁目(新京成電鉄交差点)
	⑩	14号 L=2.03km 自)中央区日本橋馬喰町1丁目(浅草橋交差点) 至)墨田区緑4丁目(緑4丁目西交差点)
	⑪	14号 L=1.96km 自)墨田区緑4丁目(緑4丁目西交差点) 至)江東区亀戸6丁目(水神森交差点)
	⑫	14号 L=2.06km 自)江東区亀戸6丁目(水神森交差点) 至)江戸川区小松川4丁目(小松川4丁目交差点)
	⑬	14号 L=3.09km 自)江戸川区小松川4丁目(小松川4丁目交差点) 至)江戸川区一之江1丁目(一之江橋西交差点)
		八方向作戦(北東方向) 6号(千葉県松戸市南花島～東京都中央区室町) 14号(東京都江戸川区一之江～東京都中央区日本橋) 298号(東京都葛飾区東金町～千葉県市川市) ※道路啓閉作業